

使って応援！コロナ対策認定店支援チケット取扱店募集要領

(趣旨)

第1 使って応援！コロナ対策認定店支援チケット取扱店募集要領(以下「募集要領」という。)は、伊勢崎市が令和4年度において、新型コロナウイルス感染症の影響下における経済支援策として、地域の消費を喚起し、事業者の営業活動の支援及び市内経済の景気回復を図るため、プレミアムの付いた「使って応援！コロナ対策認定店支援チケット」(以下「支援チケット」という。)を発行するにあたり、支援チケットを取扱う店舗又は事務所等(以下「取扱店」という。)の募集について必要な事項を定めているものです。

(発行概要)

第2 支援チケットの発行概要は次のとおりです。

名称	使って応援！コロナ対策認定店支援チケット発行事業					
発行団体	伊勢崎市					
プレミアム率	30%のプレミアムを加算					
チケット種	1冊13,000円分(1冊18枚綴り) 内訳 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">飲食店専用チケット</td> <td style="padding-left: 5px;">500円×10枚</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">併用チケット</td> <td style="padding-left: 5px;">1,000円×8枚</td> </tr> </table> ※「飲食店専用チケット」(以下「専用チケット」という。)は飲食店の取扱店のみで使用可能		飲食店専用チケット	500円×10枚	併用チケット	1,000円×8枚
飲食店専用チケット	500円×10枚					
併用チケット	1,000円×8枚					
区分	専用チケット	群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」において、これまでに飲食店の区分で認定を受けたことがあり、感染症対策を継続している事業者の内、本事業の取扱店として登録された飲食店でのみ使用可能				
	併用チケット	群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」の認定をこれまでに社交飲食業を除くいずれかの区分で認定を受けたことがあり、感染症対策を継続している事業者の内、本事業の取扱店として登録されたすべての店舗で使用可能				
販売価格	1冊10,000円					
発行部数	8万冊					
発行総額	10億4,000万円					

販売総額	8億円
有効使用期間	令和4年7月28日（木）から令和5年1月31日（火）まで
販売限度	1人5冊まで
応募対象者	令和4年6月1日（水）現在、伊勢崎市の住民基本台帳に登録されている市民
応募方法	令和4年6月1日（水）から令和4年7月10日（日）までに、往復はがきで応募する（期間内必着）。 ※往復はがきは1人1通のみ有効（重複応募分は無効） ※記載事項に誤りがある場合は無効 ※発行部数を超える応募があった場合は冊数の抽選を行う

（取扱上の注意事項）

第3 支援チケットの取扱いにおいては、次の事項を厳守してください。

- (1) 支援チケットは、取扱店における商品又はサービスの購入などにおいて使用できます。取扱店以外での使用はできません。
- (2) 「併用チケット」は全ての取扱店で取り扱えます。「専用チケット」は、飲食店の取扱店のみで取り扱えます。
飲食店以外の店舗は「専用チケット」を受け取らないでください。
- (3) 支援チケットを現金化することはできません。
- (4) 支援チケットの額面未満の取引でも、釣銭を出さないでください。
- (5) 有効期限の過ぎた支援チケットは、受け取らないでください。
- (6) 1回の支払において使用できる枚数に限度はありません。
- (7) 取扱店による裏書のない支援チケットの払戻しはできません。
- (8) 破損や汚れ、紛失等による支援チケットの返品・交換・再発行はできません。

（対象とならない取引）

第4 次の商品・サービス等に係る取引は、支援チケットの利用対象になりません。

- (1) 国や地方公共団体等への支払（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、金券、商品券（ビール券、図書カード、取扱店等で独自に発行している商品券・ポイント等）、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 不動産に関わる支払（土地・家屋の購入費、家賃、地代、駐車料等）
- (4) 現金との換金、金融機関への預入れ、出資、債務等消費に当たらないものへの

支払

- (5) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類・仕入れ商品等の購入
- (6) 会費・商品・サービスの引換券等代金を前払するものの内、有効期限が令和5年1月31日（火）を超えるもの
- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金の支払（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払
- (9) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む。）
- (11) 取扱店が指定するもの
- (12) その他法令に違反する支払

（登録資格）

第5 取扱店の登録資格は、群馬県の「ストップコロナ！対策認定制度」を取得したことがあり、感染症対策を継続している市内に店舗又は事業所等を有する事業者とし、次に掲げる事業者には該当する者を除いたもので、市内の店舗等に限り支援チケットを使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教又は政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 第4「対象とならない取引」に記載された取引又は商品若しくはサービスのみを取扱う事業者
- (4) 本市の入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けている事業者
- (5) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (6) 国や県、市による休業や営業時間短縮等の各種要請を遵守しない事業者

（取扱店の責務等）

第6 取扱店として登録された事業者は、次に掲げる事項を厳守してください。

- (1) 支援チケットの利用者がその有効使用期間中に支援チケットを持参したときは、支援チケット額面分の商品の販売又はサービスの提供などを行ってください。
- (2) 取扱店であることが明確になるよう、事務局から配布される取扱店のぼり旗等の周知媒体を店頭やレジ周辺に掲示してください。
- (3) 利用者の持ち込んだ支援チケットは、受け取る前に問題がないか必ず確認をしてください。偽造防止対策の処理がない、半券が切り取られている、色合いが明らかに異なる、支援チケットが破損し発行番号が不明であるなど、支援チケットに偽造された痕跡が見受けられる場合は、事務局まで報告してください。また、偽造等が明らかな場合は、支援チケットの受取を拒否してください。
- (4) 支援チケットの交換、売買及び再利用は行わないでください。有効期間中における商品の販売又はサービスの提供などの取引に使用された支援チケットのみ換金可能です。
- (5) 市が本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力をしてください。
- (6) 支援チケットの利用者から受け取った支援チケットの紛失や盗難、破損、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (7) 群馬県暴力団排除条例（平成 22 年群馬県条例第 51 号）及び伊勢崎市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 32 号）を遵守してください。
- (9) 取扱店の登録事項を変更、又は登録を廃止するときは、速やかに届け出てください。

（登録・変更・廃止等）

第 7 取扱店の登録・変更・廃止は、次の方法によって行うこととします。

(1) 登録

取扱店の登録を希望する事業者は、この募集要領に同意の上、「使って応援！コロナ対策認定店支援チケット取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、提出してください。

なお、令和 3 年度に取扱店として登録されていた事業者は、本年度も継続して取扱店として登録されますので、改めて申請する必要はありません。

(2) 変更・廃止

取扱店の登録事項を変更し、又は登録を廃止する事業者は、「使って応援！コロナ対策認定店支援チケット取扱店登録（変更・廃止）連絡票」に必要事項を記入し、提出してください。

(3) 申請書の提出方法

郵送、FAX、E-mail

※申請書は、下記ホームページからダウンロードできます。

<https://isesaki-ticket.com/>

(4) 申請書の提出先

宛先：伊勢崎市「使って応援！コロナ対策認定店支援チケット」事務局

住所：〒371-0847 群馬県前橋市大友町3-24-1

ホテル 1-2-3 前橋マーキュリー内

FAX番号：027-225-2083

E-mailアドレス：isesaki_ticket@tobutoptours.co.jp

(5) 取扱店登録申請締切

令和4年12月28日（水）

(6) 取扱店の周知

ア 取扱店は全て、店舗名、住所、取扱商品等を市ホームページに掲載します。

イ 令和4年5月6日（金）までに申請のあった取扱店は、市民向けチラシに店舗名等に掲載します。

ウ 令和4年6月30日（木）までに申請のあった取扱店は、支援チケット販売時に配布予定の取扱店一覧冊子に店舗名等に掲載します。

(7) 申請後の審査・登録

登録申請のあった事業者は、市の書類審査を経て取扱店として登録され、使って応援！コロナ対策認定店支援チケット取扱店登録証明書（以下「登録証明書」という。）が交付されます。ただし、この募集要領にある取扱店の登録資格を満たさない事業者は除きます。

※申請書に不備がある又は参加資格を満たさない等の事業者には、連絡します。

(8) 関係書類・備品等の配布

登録証明書及びのぼり旗等は、準備ができ次第郵送します。

口座振替依頼書等、換金に必要な書類は事前に事務局へご提出ください。ご提出はFAXまたはメールにて書類到着より1週間以内にお願いします。

(9) その他

申請は、店舗等ごとに必要です。伊勢崎市内に複数の店舗等がある事業者は、店舗等ごとに申請書を提出してください。

(支援チケットの換金)

第8 使用された支援チケットは、次の方法で換金してください。

(1) 換金方法

取扱店は、使用済み支援チケットを事務局へ、あらかじめお渡しするゆうパックにてご郵送ください。

(2) 換金手続に必要なもの

ア 使用済み支援チケット

イ 引換済商品券送付書(送付用)

※口座振替依頼書、振込先口座のわかるもの(通帳の写し等)については、事前にご提出をお願いします。ご提出が遅くなりますと入金までにお時間がかかる場合がございますのでご了承ください。

(3) 換金受付期間

令和4年8月1日(月)から令和5年2月28日(火)まで(必着)

※上記期間以降の換金には一切応じられません。

(4) 入金までの期間

事務局が定める換金締切日から起算して、概ね2週間程で入金を予定しています。

(5) その他

飲食店の取扱店は「併用チケット」と「専用チケット」の両方を換金することができます。

それ以外の取扱店は「併用チケット」のみ換金できます。

※「併用チケット」と「専用チケット」の両方を取り扱う取扱店は、振替依頼書の枚数欄に、チケットを種類ごとに分けてそれぞれの枚数を記入してください。

(取消)

第9 募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の停止や取扱店の登録を取消す場合があります。また、違反により市に損害が発生した際は損害に相当する賠償金を請求する場合があります。

(その他)

第10 募集要領に記載されていない事項は、以下へお問い合わせください。

伊勢崎市「使って応援! コロナ対策認定店支援チケット」事務局

(電話番号0120-501-833)